

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 8 号

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例

水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 4 1 年板橋区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、同項ただし書中「1 万 4, 2 0 0 円」を「1 万 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3 3 3 円」を「3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項（同項第 2 号に該当する扶養親族に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障がい補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 新条例第5条第3項（同項第2号に該当する扶養親族に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 4 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例第5条第2項及び第3項（同項第2号に該当する扶養親族に係る部分に限る。）の規定に基づき支払われた損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で適用日から施行日の前日までの間に係る分について支給すべきものに限る。）は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 2 9 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年板橋区条例
第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 4 第 1 項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第 1 6 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 1 6 条の 6 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年
板橋区条例第 3 号）第 1 8 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同
項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」と
いう。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定め
る制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）

その他の区規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認する
ための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条第 1 項の規定による申出
に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起
因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想さ
れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する
ものとして区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するた
めの措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項におい

て「対象職員」という。) に対して、区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の区規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 1 6 条の 6 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 30 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年板橋区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 14 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 15 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 15 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業の承認に」を「第 1 号部分休業の承認に」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 15 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつ

て、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

- 2 勤務時間条例第16条の3第1項、勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休業の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

- 第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をいう。)に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

- 第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第 17 条中「第 11 条の規定は、部分休業について準用」を「育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときと」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）

第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 1 号

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特別区税条例（昭和 3 9 年板橋区条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 3 条第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 4 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 4 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改める。

第 2 4 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 4 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 3 9 条第 1 項第 1 号オ中「特定小型原動機付自転車」の次に「（第 4 6 条の 2 第 2 項において「特定小型原動機付自転車」という。）」を加える。

第 4 3 条第 1 項中「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第 3 3 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第 3 3 号の 5 様式による申告書並びに」を「区規則で定める申告書及び」に改め、同条

第2項中「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の5様式による」を「区規則で定める」に改め、同条第3項中「軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては府令第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては府令第34号様式による」を「区規則で定める」に改める。

第46条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第46条の2第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「運転免許証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定小型原動機付自転車にあつては、運転免許証及び免許情報記録個人番号カードの提示を要しない。

第46条の2第2項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項本文の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

付則第6条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第6条の3 令和8年4月1日以後に第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」とい

う。)が行われた加熱式たばこ(第47条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第47条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを府令附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の府令附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方

法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条、第23条第1項ただし書、第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 付則第6条の2の次に1条を加える改正規定及び付則第3条の規定 令和8年4月1日

（特別区民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の東京都板橋区特別区税条例（以下「新条例」という。）第17条及び第23条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和7年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の特別区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控

除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第24条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第23条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の東京都板橋区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第24条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第6条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、東京都板橋区特別区税条例第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第6条の3の規定にか

かわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 東京都板橋区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第6条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例付則第6条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 2 号

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都板橋区印鑑条例（昭和 5 0 年板橋区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「国民健康保険の被保険者証その他」を削る。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 33 号

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 14 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定に基づき、保育所等における保育に要する費用（以下「保育費用」という。）及び延長保育に要する費用（以下「延長保育費用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 法第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）並びに法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所をいう。
- (2) 保育標準時間 子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項の規定により保育必要量として認定された 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の時間をいう。
- (3) 保育短時間 子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項の規定により保育必要量として認定された 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の時間をいう。

(4) 延長保育 次に掲げる保育をいう。

ア 板橋区立保育所が、保育標準時間又は保育短時間に係る児童について午後 6 時 15 分を超え行う保育

イ 板橋区立保育所が、保育短時間に係る児童について午前 7 時 15 分から午前 8 時 45 分まで又は午後 4 時 45 分から午後 6 時 15 分までの間に行う保育

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び子ども・子育て支援法で使用する用語の例による。

(保育費用の額)

第 3 条 保育費用の額は、無料とする。

(延長保育費用の徴収)

第 4 条 区長は、法第 24 条第 1 項に規定する児童について延長保育を行ったときは、本人又はその扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）から延長保育費用を徴収する。

(延長保育費用の額)

第 5 条 延長保育費用の額は、別表に定める額とする。

(決定通知)

第 6 条 区長は、保育費用又は延長保育費用の額を決定し、又は変更したときは、扶養義務者等又はその保育に係る施設若しくは事業者に通知しなければならない。

(納期限)

第 7 条 扶養義務者等は、前条の規定により決定された延長保育費用を指定された期限までに納付しなければならない。

(減免)

第 8 条 区長は、特に必要があると認めるときは、延長保育費用を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育に係る保育費用及び延長保育費用について適用し、同日前に行われた保育に係る保育費用及び延長保育費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 5 条関係）

月額延長保育費用（児童 1 人 1 月につき）	4, 0 0 0 円
日額延長保育費用（児童 1 人 1 日につき）	4 0 0 円

備考

- 1 この表の規定にかかわらず、次に掲げる延長保育費用の額は、無料とする。
 - (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 1 項及び第 3 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 6 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。）受給世帯（以下「被保護世帯等」という。）並びに被保護世帯等を除く当年度分（4 月から 8 月までにあつては、前年度）の特別区民税又は市町村民

税非課税世帯に属する世帯の延長保育に係る延長保育費用の額

(2) 生計を一にする世帯に小学校就学前子どもが3人以上いる場合の当該小学校就学前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）の延長保育に係る延長保育費用の額

2 この表の規定の適用に係る特別区民税額又は市町村民税額は、板橋区規則で定めるところによって計算された額とする。

3 月額延長保育費用は、保育標準時間に係る保育を受ける児童について行う延長保育の費用とする。

4 日額延長保育費用を適用する場合の延長保育費用の額は、児童1人1月につき4,000円を限度とする。

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 4 号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和 4 年板橋区条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 7 5 条第 5 項中「若しくは家庭的保育事業所等」を「、家庭的保育事業所等」に改め、「をいう。）」の次に「若しくはこれらに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 5 号

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 4 項ただし書中「社会福祉施設」の次に「又はこれに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 6 号

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成 2 6 年板橋区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 1 号中「
を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」
に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、
同条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項
とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 区長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携
施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲
げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用し
ないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保する
こと。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞ
れの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じない
ようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 2 7 条に規定する小規
模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を
行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）

であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 4 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 区長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

付則第3条中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 7 号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年板橋区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条第 1 項中「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に改める。

第 4 2 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 区長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 区長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと区長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 区長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると区が認める者

付則第5条中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 8 号

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和 5 8 年板橋区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大山駅自転車駐車場の項の次に次のように加える。

大山東町自転車駐車場	東京都板橋区大山東町 5 9 番
------------	------------------

別表第 1 に次のように加える。

小茂根図書館前自転車駐車場	東京都板橋区小茂根一丁目 6 番 2 号
---------------	----------------------

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 3 9 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年板橋区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 4 第 1 項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第 1 8 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第 1 8 条の 6 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年板橋区条例第 3 号）第 1 8 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 板橋区教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第 4 0 号

東京都板橋区立図書館設置条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立図書館設置条例（昭和 5 1 年板橋区条例第 2 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条の表東京都板橋区立氷川図書館の項中「氷川町 2 8 番 9 号」を
「栄町 6 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、板橋区教育委員会規則で定める日から施行する。